

平成 18 年 7 月 16 日

衆議院議員 根本 匠 様

福島県生活協同組合連合会  
会長 熊谷 純一

## 「生協法改正」にあたってのお願い

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は、私たち生活協同組合の運営に深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私たちの活動の根拠法たる「生活協同組合法」は昭和 23 年に制定・施行されて以来、半世紀を越え、新しい時代の変化に要請されるふさわしい生協の活動を実現するために、生活協同組合法の抜本的改正が求められる時機を迎えております。

去る 7 月 12 日、厚生労働省は「生協制度について、経営・責任体制の強化や共済事業における契約者保護等の観点から見直しを行なう」ための「生協制度見直し検討会」を発足させると発表しました。

来年の通常国会での「改正」を目指しているとお聞きしておりますが、私たちは今回の抜本改正に当たり、次の 8 項目を中心に改正の実現を期しております。

- ( 1 ) 地域・職域区分と県域制限の撤廃
- ( 2 ) 員外利用禁止の緩和
- ( 3 ) 資金の貸付事業の導入
- ( 4 ) 社会貢献など ICA 新原則の主旨の法定
- ( 5 ) 契約者保護や経営の健全性確保等、共済関連規定の整備
- ( 6 ) 理事会・代表理事制の法定等、ガバナンス関連規定の整備
- ( 7 ) 組合員の直接利用や出資制限の緩和等、連合会規定の整備
- ( 8 ) その他、所在不明組合員や名簿開示関連事項、等

今後、「生協制度見直し検討会」を軸に改正内容の検討が進められるものと思われませんが、私たちの要望が国会審議に向けて実現できるよう、根本先生のご尽力を賜りたく、謹んでお願い申し上げます。